

表 11: 年金課税

所得階層	全世帯	年金受給世帯	年金控除廃止
1	0.2 ( 0.2 )	0.1 ( 0.1 )	0.9 ( 0.1 )
2	0.9 ( 0.8 )	0.7 ( 0.3 )	2.2 ( 0.3 )
3	1.8 ( 1.5 )	1.5 ( 0.8 )	2.9 ( 0.8 )
4	2.5 ( 2.1 )	2.2 ( 1.2 )	3.4 ( 1.2 )
5	3.1 ( 2.7 )	2.6 ( 1.7 )	3.6 ( 1.7 )
6	3.6 ( 3.4 )	3.2 ( 2.5 )	4 ( 2.5 )
7	4.4 ( 4.1 )	3.8 ( 3.1 )	4.4 ( 3.1 )
8	5 ( 4.8 )	4.1 ( 3.5 )	4.8 ( 3.5 )
9	5.9 ( 5.7 )	5 ( 4.4 )	5.7 ( 4.4 )
10	12 ( 11.8 )	11.4 ( 10.8 )	12.3 ( 10.8 )

出所 筆者計算 (単位は%)

は5.6%となる。第3に、課税単位を世帯に変更しても、若年齢層の所得税負担は殆ど変化させない。例えば、現行税制の26歳から30歳までの年齢階層の所得税負担は4.5%であるのに対して、課税単位を世帯に変更した場合の所得税負担は4.4%となる。

### 5.3 年金課税

国民年金や厚生年金などの公的年金に係る税制の現状を見ると、拠出段階において本人が拠出する保険料については、その全額が社会保険料控除により所得から控除され、課税対象から除かれています。給付段階においては、次に述べるように、受給する年金から公的年金等控除や老年者控除等が控除され、実質的に課税対象から除かれています。給付段階の公的年金等控除は、高齢者の生活において公的年金等が大きな役割を果たしていることなどから設けられた控除です。最低保障額を65歳以上140万円、65歳未満70万円とし、定額控除(65歳以上100万円、65歳未満50万円)及び定率控除(定額控除後の年金収入について360万円までの部分の25%、720万円までの部分の15%、720万円を超える部分の5%を合わせた額)から成ります。なお、65歳以上の者には老年者控除(所得税:50万円、個人住民税:48万円)が適用されます。このような仕組みから、公的年金収入によって年金生活者(年齢65歳以上)の課税最低限は給与所得者の場合より高い水準となっています。また、わが国の公的年金に係る税

負担は国際的に見ても極めて低いものとなっています。(中略)

また、高齢者の生活状況は必ずしも一様ではありませんが、高齢者世帯の一人当たりの所得水準は現役世代と比べて遜色ない水準にあり、分布で見ても他の年齢層とほとんど変わりありません。さらに、高齢者の平均的な保有資産は現役世代を上回っており、分布で見ても高い水準にあります。個々人の経済事情・負担能力に着目し、高齢者であっても経済力のある人はそれに見合った負担を担っていくことが重要になると考えられます。公的年金等に係る税制については、年金が各種の控除によって課税ベースからほとんど除かれており、拠出段階から給付段階に至るまで、主要国と比べても、極めて低い税負担となっていること、高齢化の進展の下で年金受給者が増加し、また、年金所得も増大していることや、高齢者の所得水準の上昇に伴い生活実態が多様化していることを勘案しながら、世代間の公平をはじめ、公平・中立・簡素の観点から、拠出・運用・給付を通じた負担の適正化に向けて検討を行っていく必要があります。(『わが国税制の現状と課題』)

EUROMOD Country Report を参考にして、イギリス、フランス、オランダ、スウェーデン、そして、アイルランドの公的年金所得に関する課税制度について紹介する。イギリスでは、公的年金収入に対する控除は認められていない。フランスでは、公的年金収入に対する控除として、約 2.4 万フランを上限として、10% の控除が認められ、さらに、年金所得に対する控除として、約 14 万フランを上限として、20% の控除が認められている。オランダでは、年金収入に対して、約 86 ギルダの控除が認められている。スウェーデンでは、年金収入に対して、5.4 万クローネの控除が認められている。5.4 万を超える、100 クローネ当たり 65 クローネ控除が減らされる。アイルランドは、公的年金収入に対する控除は認められていない。そして、日本では、公的年金による収入に対して、所得控除が認められている。

公的年金所得控除は、給与所得控除と比較すると、非常に優遇されている。例えば、100 万円の給与収入には、65 万円の所得控除が認められるのに対して、100 万円の年金による収入には、65 歳以上の場合には 100 万円の所得控除、64 歳未満の場合には 70 万円の所得控除が認められる。200 万円の給与収入には、80 万円の所得控除が認められるのに対して、200 万円の年金による収入には、65 歳以上の場合には 140 万円の所得控除、64 歳未満の場合には 87.5 万円の所得控除が認められる。本来、同一の所得を得る個人は、同一の所得税を負担すべきではないのだろうか。

ここでは、TJMOD を利用して、公的年金所得控除を給与所得控除なみに変更した場合、そして、公的年金所得控除を廃止した場合の所得税の税込全体に与える効果、そして、所得分配に与える効果について分析する。表 11 は、公的年金所得控除を給与所得控除なみに変更した場合、そして、公的年金所

得控除を廃止した場合の各所得階層の所得税負担に与える効果について分析した結果をまとめたものである。第2列は、公的年金所得控除を給与所得控除なみに変更した場合の全世帯の所得税負担を示したものである。括弧内は、現行税制の全世帯の所得階層別所得税負担を示したものである。第3列は、年金所得控除を給与所得控除なみに変更した場合の年金受給世帯の所得税負担を示したものである。括弧内は、現行税制の年金受給世帯の所得階層別所得税負担を示したものである。そして、第4列は、年金所得控除を廃止した場合の年金受給世帯の所得税負担を示したものである。括弧内は、現行税制の年金受給世帯の所得階層別所得税負担を示したものである。

分析結果を整理すると、以下ようになる。第1に、公的年金所得控除を給与所得控除なみに変更した場合には、所得税の税収全体を4.27%増加させ、そして、年金所得控除を廃止した場合には、所得税の税収全体を10%増加させる。第2に、現行税制においては、非年金受給世帯と年金受給世帯の所得税負担に大きな不均衡が存在する。例えば、全世帯の第5分位の所得階層の所得税負担は2.7%であるのに対して、年金受給世帯の所得税負担は1.7%となる。第3に、公的年金所得控除を給与所得控除なみに変更した場合には、非年金受給世帯と年金受給世帯の所得税負担の不均衡を縮小する。例えば、第5分位の所得階層の全世帯の所得税負担は3.1%であるのに対して、年金受給世帯の所得税負担は2.6%となる。第4に、公的年金所得控除を廃止した場合には、年金受給世帯の所得税負担が、非年金受給世帯の所得税負担を上回る。例えば、第6分位の全世帯の所得税負担は3.6%であるのに対して、年金受給世帯の所得税負担は4%となる。

#### 5.4 社会保険料控除

社会保険料控除は、納税者が自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合には、社会保険が強制的加入であることなどを考慮して、その支払金額の全額を控除するものです。社会保険料控除については、強制性があるものの、所得の処分であることにも留意し、控除の対象となる社会保険の個々の制度ごとに、その制度の趣旨などに照らして、そのあり方を考えていく必要があります。主要国における社会保険料に係る税制上の措置を見ると、このような控除制度が設けられている国、設けられていない国、また、他の保険料と合わせて一定限度までの控除が設けられている国など、国によって取扱いは様々です。(『わが国税制の現状と課題』)

EUROMOD Country Report を参考にして、イギリス、フランス、オランダ、イタリア、そして、アイルランドの社会保険料控除制度について紹介する。イギリスでは、社会保険料に対する控除は認められていない。フランス

表 12: 社会保険料控除

所得階層	現行案	上限を 50 万円	社会保険料控除廃止
1	0.2	0.2	0.4
2	0.8	0.8	1.2
3	1.5	1.5	2
4	2.1	2.2	2.7
5	2.7	2.8	3.4
6	3.4	3.5	4.2
7	4.1	4.3	5.1
8	4.8	5	5.8
9	5.7	6	6.9
10	11.8	12.2	13

出所 筆者計算 (単位は%)

では、原則として、年金、医療保険、そして、失業保険の保険料を全額控除されてきたが、1990年代に導入された CSG は、部分的に控除されるのに留まり、そして、CRDS は全額控除されない。オランダでは、年金、雇用保険は控除されるが、医療保険は控除されない。イタリアでは、社会保険料は全額控除される。アイルランドでは、社会保険料に対する控除は認められていない。そして、日本では、年金、医療保険、雇用保険の社会保険料は、社会保険料控除として全額控除される。

ここでは、民間の医療保険の保険料には所得控除は認められないが、公的医療保険の保険料に、所得控除が認められている理由について考察する。民間医療保険の保険料は、期待される医療サービスの給付額に応じて決定される。それに対して、公的医療保険には、期待される医療サービスの給付額と保険料に大きな不均衡が存在する。高所得者層の保険料は、医療サービスの給付額と比較すると重く、低所得者層の保険料は、給付額と比較すると軽くなっている。若年層への期待される医療サービス給付額は、保険料と比較すると軽く、中年層の給付額は、保険料と比較すると重くなっている。つまり、公的医療保険の保険料は、医療サービスの給付に対応する部分と他の被保険者への所得移転に対応する部分に分けられる。保険料が強制的徴収されることを考慮するならば、他の被保険者への所得移転の部分は税としての性格を持っている。所得税との2重課税を避けるために、社会保険料には控除が必要となる。これが、民間の医療保険が所得控除の対象ではなく、公的医療保険が所得控除の対象となる理由である。ただし、医療サービスの給付に対応する部分は、所得控除の対象となる理由はない。

公的年金の保険料が、所得控除の対象となる理由は2つある。第1に、公的年金は、老後のための貯蓄の一種である。老後のために、銀行に貯金しても、控除は受けられないが、公的年金の保険料は、控除が受けられる。何故、公的年金は控除が受けられ、銀行への貯金には控除が受けられないのだろうか。若年期に100万円貯蓄して、老人期に、元本100万円、50万円利子を合わせた150万円受け取る場合を例に考える。銀行に貯金する場合には、若年期の100万円、老人期の利子50万円は課税対象となり、そして、老人期の元本100万円は課税対象にはならない。それに対して、公的年金は、老人期の元本100万円、利子50万円は課税対象となり、そして、若年期の100万円は課税対象にはならない。社会保険料控除がなければ、老人期の元本は課税対象となり、2重課税となる。これが、公的年金の保険料が所得控除の対象となる理由である。ただし、公的年金による収入には優遇措置が取られており、2重課税を避けるために、公的年金に関する所得控除が必要であるとは言いがたい現実がある。第2に、現在の若者世代の保険料は、現在の若者世代の将来の年金給付に全額回される訳ではなく、現在の老人世代の年金給付にも使用されている。もちろん、現在の若者世代も、さらに、若い世代につけを回すのだが、それでも、現在の若者世代の給付と負担には大幅な不均衡が存在する。年金の保険料も、将来の年金給付に対応する部分と他の世代への所得移転の部分に分けることが出来る。医療保険と同様に、所得移転の部分は、税としての性格を持っている。所得税との2重課税を避けるために、年金の保険料にも、医療保険と同様に、所得控除が必要である。ただし、保険料の将来の年金給付に対応する部分には、所得控除する理由はない。

ここでは、TJMODを利用して、社会保険料控除の上限を50万円とした場合、そして、社会保険料控除廃止した場合の所得税の税収全体に与える効果、そして、所得分配に与える効果について分析する。表12は、社会保険料控除の上限を50万円とした場合の各所得階層の所得税負担、社会保険料控除を廃止した場合の各所得階層の所得税負担を示したものである。分析結果を整理すると以下ようになる。第1に、社会保険料控除の廃止は、所得税の税収全体を15.9%増加させる。この改革は、低所得者層、高所得者層ともに等しく所得税負担を増加させる。第2に、社会保険料控除の上限を50万円とした場合には、所得税の税収全体を4.1%増加させる。この改革は、低所得者層に与える影響は小さく、高所得者層への負担増が目立つ。

## 5.5 配偶者特別控除

配偶者に係る控除、とりわけ、配偶者特別控除については、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、就業に対する税の中立性の観点から、その性格、あり方の見直しが必要であるとの意見が高まってきています。基礎的な人的控除が世帯構

表 13: 妻の給与収入の限界税率

	夫	妻
給与収入	649 ( 649 )	110 ( 100 )
給与所得控除	184 ( 184 )	65 ( 65 )
給与所得	465 ( 465 )	45 ( 35 )
基礎控除	38 ( 38 )	38 ( 38 )
扶養控除	76 ( 76 )	0 ( 0 )
社会保険料控除	59 ( 59 )	0 ( 0 )
配偶者控除	0 ( 38 )	0 ( 0 )
配偶者特別控除	31 ( 3 )	0 ( 0 )
課税所得	261 ( 251 )	7 ( 0 )
所得税額	26.1 ( 25.1 )	0.7 ( 0 )

出所 筆者計算

成員の数などに応じて納税者の税負担能力（担税力）を調整するための仕組みであることを踏まえると、配偶者を有する納税者への配慮として配偶者控除と配偶者特別控除の二つの控除の適用を認めていることは、納税者本人や扶養親族に係る配慮と比較してかなり大きいものとなっています。また、就業している配偶者であっても、所得が一定額以下であれば、自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない一方で、その者の配偶者である納税者本人は、その課税所得金額の計算上、配偶者控除等の適用を受けており、その意味でいわば二重の人的控除を享受する結果となっています。したがって、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、税負担能力（担税力）の減殺を調整するといった所得控除の趣旨や他の基礎的な人的控除とのバランス、制度の簡明性などの観点から、配偶者に係る控除のあり方について検討を加える必要があると考えます。（『わが国税制の現状と課題』）

EUROMOD Country Report を参考にして、イギリス、オランダ、オーストリア、イタリア、アイルランドの夫婦に関する所得控除について紹介する。イギリスでは、夫婦には、無条件に、1900 ポンドの所得控除が受けられる。オランダでは、本人が利用しなかった所得控除を配偶者等に移転することが出来る。オーストリアでは、年収 3 万シリングを超えない配偶者を持つ者は、1/6 の課税所得額を控除することができる。イタリアでは、配偶者の所得に関する関数である配偶者控除が存在する。アイルランドでは、2分2乗方式が採用されている。

表 14: 配偶者特別控除

限界税率	現行税制	配偶者特別控除廃止
0% から 4% まで	69.2	73.4
5% から 9% まで	16.4	16.2
10% から 14% まで	5.4	4.1
15% から 19% まで	4.6	2.6
20% から 24% まで	3	0.1
25% から 29% まで	0.9	0.1
30% から 39% まで	0.5	0.6
40% から 49% まで	0.1	1.6
50% から 59% まで	0	0
60% から 69% まで	0	0
70% から 79% まで	0	0.5
80% から 89% まで	0	0.8
90% から 99% まで	0	0

出所 筆者計算 (単位は%)

そして、日本では、配偶者を有する者は、配偶者控除、配偶者特別控除が受けられる。配偶者の合計所得金額が 38 万円未満であり、かつ、配偶者が、青色、白色の事業専従者でなければ、38 万円の配偶者控除が受けられる。さらに、配偶者の合計所得金額が 76 万円未満であり、配偶者が、青色、白色の事業専従者でなく、そして、本人の合計所得金額が 1000 万円以下の場合には、配偶者の所得に応じて配偶者特別控除が受けられる。

配偶者控除、配偶者特別控除は、配偶者のある女性の労働供給に歪みをもたらしていると思われる。103 万円未満の給与収入のパートの女性の配偶者には、配偶者控除が受けられるが、それに対して、100 万円以上の給与収入のパートの女性の配偶者には、配偶者控除は受けられない。このため、多くのパートの女性は、配偶者控除を維持するために、103 万円の給与収入を超えるような働き方をしないと言われている。この現象は「103 万円の壁」と呼ばれている。

本当に、配偶者控除、配偶者特別控除が、女性の労働供給に大きな歪みを与えているのだろうか。夫、妻、2 人の子供の 4 人家族を例に考える。この家族には、夫の給与収入 649 万円、妻の給与収入 100 万円以外に収入はないと仮定する。夫は、配偶者控除 38 万円、配偶者特別控除 3 万円が受けられる。(その他の控除等は表 13 括弧内参照) 夫の所得税負担額は 25.1 万円、妻の所得税負担額は 0 万円となり、そして、この夫婦の所得税負担額は 25.1 万円となる。それに対して、妻が「103 万円の壁」を超えて、110 万円の給与収

入を得ると仮定を変更した場合には、夫は、配偶者控除を受けられないが、配偶者特別控除 31 万円が受けられる。この場合、夫の所得税負担額は 26.1 万円、妻の所得税負担額は 0.7 万円となり、そして、この夫婦の所得税負担額は 26.8 万円となる。この場合の妻の給与収入の限界税率は 17% となる。この夫婦にとって、「103 万円の壁」はそれほど高い壁なのだろうか。女性の労働供給に歪みをもたらしているのは、所得税ではなく、社会保険等の他の諸制度ではないのだろうか。

配偶者特別控除の廃止の効果について、TJMOD を利用して分析する。表 14 は、現行税制と配偶者特別控除を廃止した場合の配偶者のいる女性のいる世帯の妻の給与収入の限界税率を示したものである表 14 の第 1 列は、配偶者のいる女性のいる世帯の妻の給与収入の限界税率を示している。第 2 列は、現行税制における第 1 列が示す限界税率に直面する世帯の比率を示したものであり、そして、第 3 列は、配偶者特別控除を廃止後の第 1 列が示す限界税率に直面する世帯の比率を示したものである。例えば、現行税制において 10% から 14% の限界税率に直面する世帯は 5.4% となり、それに対して、配偶者特別控除廃止後には 4.1% となる。分析結果を整理すると、以下ようになる。第 1 に、配偶者特別控除の廃止は、所得税の税収全体を 4.5% 増加させる。第 2 に、配偶者特別控除の廃止は、配偶者のいる世帯の妻の給与収入の限界税率を低下させるが、大きく低下させる訳ではない。

## 6 まとめ

本研究では、国民生活基礎調査の個票データを利用して作成したマイクロ・シミュレーション・モデルである TJMOD(Tax Japan Model) を使用して、所得税改革の所得税の税収全体に与える効果、そして、各所得階層の所得税負担に与える効果について分析してきた。EUROMOD Country Report で示される各国のマイクロ・シミュレーション・モデルは、所得税だけではなく、住民税、社会保険料等も分析対象に含められている。さらに、年金給付、生活保護、児童手当等の給付も分析対象としている。今後の課題は、社会保険料、年金給付等にも分析対象に広げた日本のマイクロ・シミュレーション・モデルを作成することである。

## 参考文献

- [1] 森信茂樹、前川聡子 (2001) 「わが国所得税課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャル・レビュー』
- [2] 税制調査会 (2000) 『わが国税制の現状と課題』



- [3] A.B. Atkinson, F Bourguignon, C O'Donoghue, H Sutherland and F Uthili (1999) "Microsimulation and the Formation of Policy" EURO-MOD Working Paper No. EM2/99
- [4] Vincenzo Atella, Manuela Coromaldi and Luca Mastrofrancesco (2001) "Italy" EUROMOD Country Report
- [5] Oliver Bargain and Isabelle Terraz (2001) "France" EUROMOD Country Report
- [6] Tim Callan, Mary Keeney, Brenda Cannon and John Walsh (2001) "Ireland" EUROMOD Country Report
- [7] Bengt Ekklind and Asa Karlsson (2001) "Sweden" EUROMOD Country Report
- [8] Herwig Immervoll (2000) "Fiscal Drag"
- [9] Herwig Immervoll, Holly Sutherland and Klass de Vos (2000) "Child Poverty and Child Benefits in the European Union" EUROMOD Working Paper No. EM1/00
- [10] Horacio Levy and Magda Mrcader-Prats (2001) "Spain" EUROMOD Country Report
- [11] Holly Sutherland (2001a) "The National Minimum Wage and In-work Poverty" Microsimulation Unit Discussion Paper MU0102
- [12] Holly Sutherland (2001b) "Reducing Child Poverty in Europe" EURO-MOD Working Paper No. EM5/01
- [13] Holly Sutherland (2001c) "Five Labour Budgets (1997-2001)" Microsimulation Unit Research Note no. 41
- [14] Holly Sutherland (2001d) "United Kingdom" EUROMOD Country Report
- [15] Klass De Vos (2001) "The Netherlands" EUROMOD Country Report

厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」

共同研究3：「所得分配に関する国際比較研究」

こどものいる世帯に対する現金給付の分析：  
児童手当、児童扶養手当、扶養控除<sup>1</sup>

阿部 彩

(国立社会保障・人口問題研究所)

2002年3月31日

1. 問題提起

近年、我が国においては「少子化問題」がクローズアップされ、未来の社会保障制度の担い手である子供の減少を懸念する声が高まった。「少子化対策」として、児童手当の拡充や保育園の充実などが挙げられ、既に実施されている。児童手当においては、平成12年に対象児童年齢を3歳以下から6歳以下に引き上げ、さらに平成13年には所得制限が引き上げられている。これらの政策が実際に「少子化」の歯止めとなるか否かは他稿に委ねるとして、本稿では、これらの政策や他のこどものいる世帯に対する再分配制度が、子供自身およびこどものいる世帯の経済状況にどれほどの効果をもたらしているかを分析することを目的とする。

日本の再分配政策を語る時、社会保障制度による高齢者への再分配に焦点があてられることが多い。近年になって、世代間の再分配のみならず世代内の再分配に着目する研究者が多くなってきているが、日本の「再分配」の大部分が年金・医療制度に担われている限り、現役世代から高齢世代へという再分配の流れは変わらないであろう。社会保障制度

---

<sup>1</sup> 本稿は、厚生科学研究政策科学推進事業「こどものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究」(主任研究者：勝又幸子、平成13～14年度)および厚生科学研究政策科学推進事業「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」(主任研究者：池上直己、平成11～13年度)の一環として行われたものである。

の中で行われるこどものある世帯への再分配には、児童手当、児童扶養手当、(場合によっては生活保護制度) などがあるが、これらは、年金・医療制度に比べるとその規模は微々たるものである<sup>2</sup>。また、子供のある世帯の多くは現役世代であるため、年金・医療制度における保険料による負の再分配を受けていると考えられる。しかし、再分配は社会保障制度のみに担われているわけではない。社会保障制度と並ぶ再分配機能がある税制においては、扶養控除制度など、こどものいる世帯を対象とする制度が内在している。これらの制度を総合した時に、こどものいる世帯に対する再分配がどの程度になるのかを分析するためには、マイクロ・データを用いた実証研究が必要である。

本稿では、厚生労働省『平成8年度所得再分配調査』のマイクロ・データを用いて、児童手当など社会保障制度における子供関連の給付と、税制上における扶養控除の便益の再分配上の帰結と貧困削減効果を実証的に分析する。本稿の構成は、以下の通りである。まず、第一節では、我が国のこどものいる世帯に対する税制上の優遇措置を紹介し、各種統計を示す。次に、第二節においては、日本のこどものいる世帯に対する税制措置・福祉制度の理論的観点から分析する。第三節では、分析に用いたデータの詳細と推計方法を説明する。第四節においては、こどもに関する現金給付と扶養控除の現状と効果を、三節の推計結果を用いて分析する。第五節においては、分析のまとめと今後の研究の方向について簡単に述べる。なお、本稿においては、現金給付のみを分析対象としており、保育園の措置費、子どもの医療費など現物給付の分析を行っていない。現物給付と現金給付を合わせた分析については、来年度の研究課題とする。

## 2. 日本におけるこどものいる世帯への所得移転制度

こどものいる世帯への所得移転制度の代表的なものをまとめたのが表1である。税制上では、扶養控除がこどものいる世帯に最も重要な制度であろう。扶養控除は、所得控除の一種であり、扶養家族の年齢や障害状態によってその金額は異なる。扶養家族が15歳以下の場合(年少扶養控除)は、38万円、16歳以上23歳以下の場合(特定扶養親族控除)は63万円である(特別障害者である場合は、35万円加算)。所得控除であるので、実際の

---

<sup>2</sup> 児童手当の創設の検討に設置された中央児童福祉審議会児童手当部会が1964年にまとめた中間報告では、児童手当の4目的の1つとして大企業と小零細企業との所得格差の是正があげられており、児童手当が再分配の手段の1つと位置づけられていたことを示している。児童手当部会は、「(児童手当の)財源の大部分が大企業からの振り替えで賄われることは、この観点に立てば、国民所得再分配の見地からは是認されて然るべきべきもの」としている(児童手当制度研究会、2000)

便益は、殆どの場合、控除金額にその扶養者の所得税率をかけたものであるが、扶養控除によって課税所得が減り税率が下がる場合は、それ以上の便益となる。一方、子どもに関わる現金給付制度としては、6歳以下の子どもがあり、所得制限以下のものを対象とする児童手当とその特例給付、母子世帯を対象とする児童扶養手当、20歳未満の障害児を持つものを対象とする特別児童扶養手当、重度の障害をもつ20歳未満の子をもつものを対象とする障害児福祉手当がある。この内、唯一普遍的な制度である児童手当（及び特例給付）を説明すると、その給付額は第一子、第二子は年額6万円、第三子以降は年額12万円となっている。児童手当は、実質的には2つの制度が融合して成りたっており、自営業者のための制度と被用者および公務員のための制度とは財源も所得制限も異なる（被用者および公務員は、通常の児童手当制度より高い所得制限が定められており、この部分は特例給付と呼ばれる）。前者の場合は国と地方自治体はその財源を負担しており、後者に関しては事業主、国、地方自治体の3者がその財源を負担している。所得制限は、扶養者の扶養家族数によって左右し（表1参照）、各種所得控除後の課税所得をベースに所得制限内か外かを判断される。児童手当制度の概要については付録1を参照とされたい。ここで忘れてはならないのは、児童手当は、「世帯単位」ではなく、「扶養者」の「個人単位」で支給されることである。これは、扶養手当も同様である。

児童手当は、近年になって様々な改革が行われてきた。表2は、近年の児童手当の動きをまとめたものである。特に、平成12-13年における児童手当の拡充の財源として、年少扶養控除が引き下げられたことは、多くの論争を生んだ。つまり、6歳以下のこどもを持つ世帯に対する再分配の増加が、6歳以上16歳以下のこどもを持つ世帯への再分配の減少によって賄われたのである。

（表1 子どものある世帯への所得移転制度）

表2 児童手当・扶養控除の近年の改正

平成11年	年少扶養控除（16歳未満）の引き上げ（38→48万）
平成12年6月	児童手当の対象児童を3歳未満→6歳未満、 所得制限、支給額は変更なし
平成12年	年少扶養控除の引き下げ（48→38万）
平成13年10月	児童手当：所得制限の引き上げ（6歳未満の子の73%→80%カバー？）

表1 日本の税制および福祉の子どもにかかわる制度(平成13年度)

税制名	対象者	額	所得制限(万円)		Phase-out rate	備考
			児童手当	特別給付		
扶養控除	15歳以下 16~22歳 (同居特別障害者の場合は35万円加算)	38万円	児童手当	特別給付		扶養家族の条件:六親等内の血族及び親等内の姻族および児童福祉法に基づき野で、生計を一にするものうち、合計所得が38万円以下である者
			301	460	扶養親族数 0人	
児童手当(+特別給付)	6歳以下の子どものあ る世帯	第1子6万円、第2子6万円、第3子以降12万円(年額)	339	498	1人	H13年度 特別給付は被用者・公務員のみで、被用者負担となる「所得」は、収入から各種法定控除をひいた額
			377	536	2人	
			415	574	3人	
			453	612	4人	
			491	650	5人	
児童扶養手当	母子世帯等	児童1人508,440円、児童2人568,440円、3人以上加算36,000円(年額)	全額支給 46	一部支給 154	扶養親族数 0人	月額:42,370円(1人)、47,470円(2人)ベースとなる「所得」は、該当する子の税制上の扶養者の収入から各種控除(社会保険料一律8万、寡婦控除、特定扶養控除、小規模共済掛け金控除など該当するもの
			90	192	1人	
			133	230	2人	
			174	268	3人	
			217	306	4人	
259	344	5人				
特別児童扶養手当	20歳未満の障害児を待つ世帯	1級618,600円、2級411,960円(年額)	本人	扶養義務者	扶養親族数	月額:51,550円(1級)、34,330円(2級)平成13年度
			459.6	628.7	0人	
			497.6	653.6	1人	
障害児福祉手当	重度の障害で日常に介護を必要とする20歳未満の障害児を持つ世帯	261,240円(重複重度)、189,240円(重度)(年額)	535.6	674.9	2人	月額:21,770円(重複重度)、15,770円(重度)、14,610円(精神等)平成13年度
			本人	扶養義務者	扶養親族数	
			459.6	628.7	0人	
			497.6	653.6	1人	
			535.6	674.9	2人	

(Allowance)

### 3. こどものある世帯への所得移転（理論値）

それでは、こどものある世帯に対する所得移転は、どのような所得階級の世帯に重点的に再分配されているのであろうか。図1は、4人世帯（夫+専業主婦+1歳、3歳の子、夫は被雇用者）における児童手当（+特例給付）と子2人の扶養控除による便益の理論値を給与収入別に図にしたものである<sup>3</sup>。子の扶養控除による便益は、夫の税率と共に段階的に上昇する。児童手当と特例給付は、主に低所得層に便益をもたらす、扶養控除は主に高所得層に多くの便益をもたらす。そのため、中所得層にて便益のギャップが生じている。4人世帯（夫+専業主婦+1歳、3歳の子）の場合、給与所得が750万から1,000万円程度の世帯への便益が減少している。

これを、**Marginal Tax Rate**として表したものが図2である。図中の大きなスパイクの殆どは、給与所得控除率の変化の時に生じているが、給与所得830万円あたりで、児童手当の特例給付がなくなることによってこどものある世帯のみにスパイクが生じる。

---

<sup>3</sup> 「扶養控除による便益」は、子どもに対する扶養控除がない場合（配偶者控除のみの場合）とある場合の税後所得を比較した数値である。

図1 子どもに関わる所得移転(夫+専業主婦+1歳、3歳)  
平成13年度

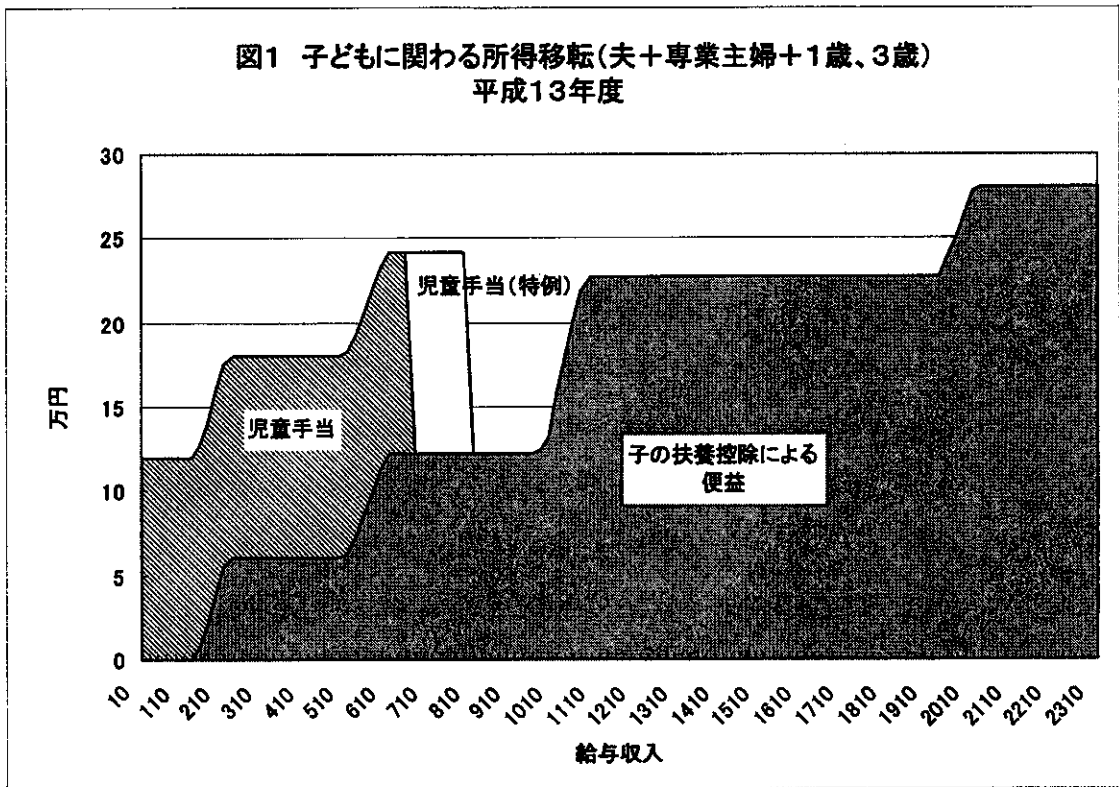
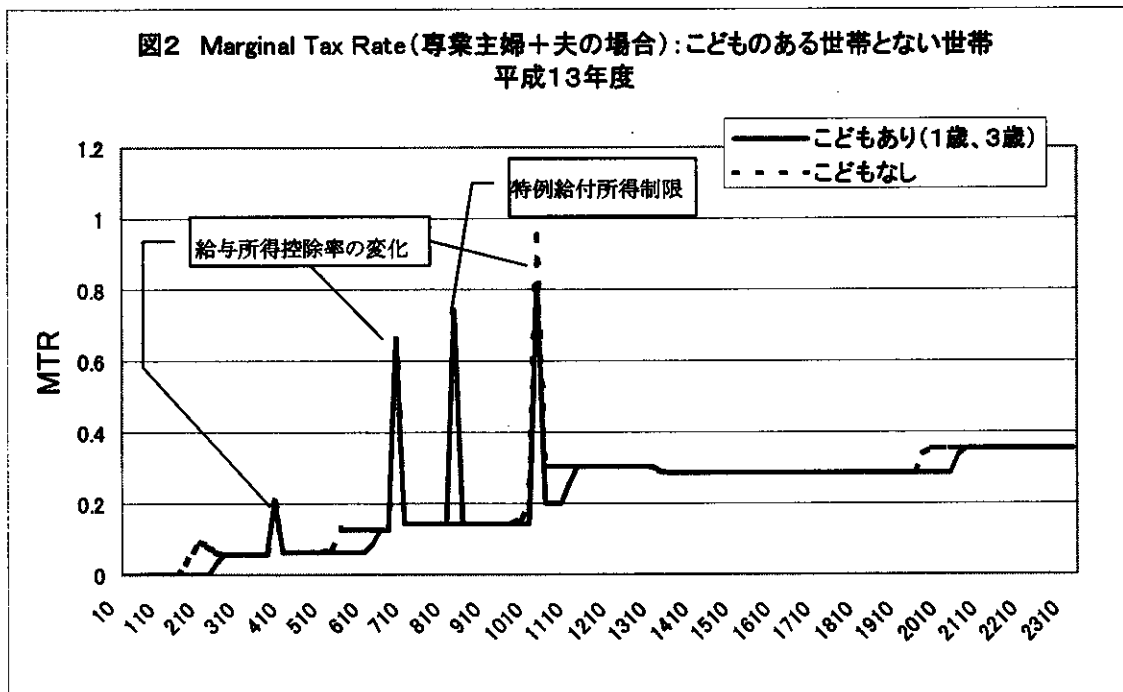
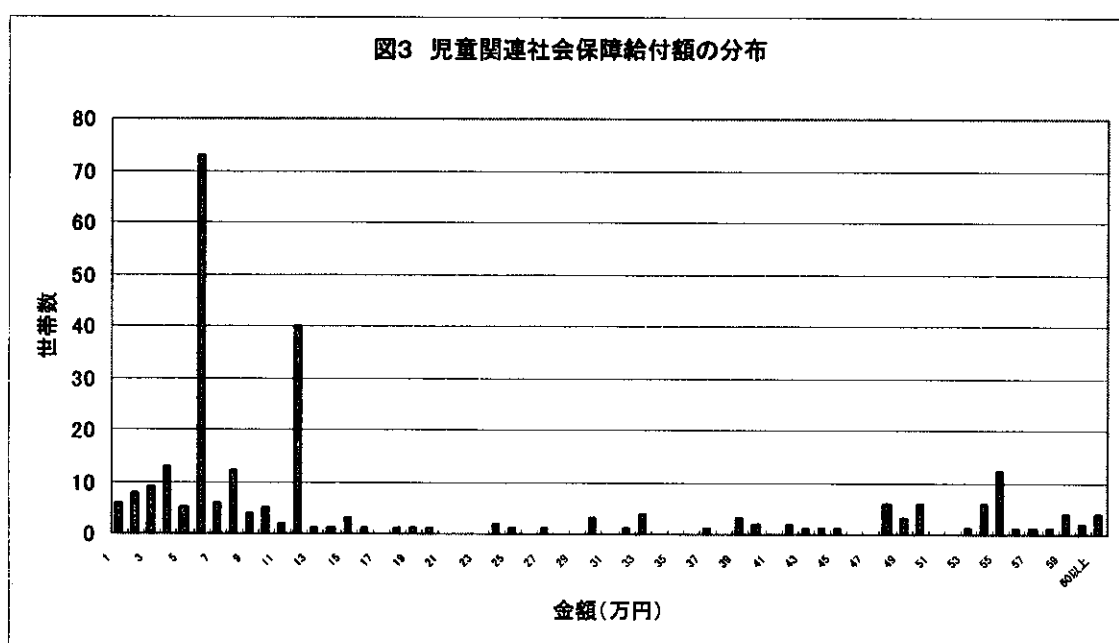


図2 Marginal Tax Rate(専業主婦+夫の場合):子どものある世帯とない世帯  
平成13年度



### 3. データの説明

以下の分析に用いられるデータは、厚生労働省『平成8年度所得再分配調査<sup>4</sup>』の個票（サンプル8,152世帯）である。『所得再分配調査』は、社会保障全般にわたる正と負の所得移転を記載しており、こどもに関する所得移転としては「児童手当等による社会保障給付金」「児童福祉法措置費」が調査されている。前者には、児童手当のみならず児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当なども含まれている。このため、世帯あたりの給付金の分布をみると大多数は6万、12万など児童手当とみられる数値であるが中には50万以上の給付がある世帯も存在する（図3）。



**表3 児童手当等受給状況**

	n	児童手当等受給率
3歳以下の扶養家族がある世帯	847	19.2%
20歳以下の扶養家族がある世帯	3082	8.0%
全世帯	8152	3.2%
全母子世帯	104	48.1%

「平成8年度所得再分配調査」の個票から筆者計算

表3は、児童関連の社会保障給付金を1万でも受給している世帯の率（受給率）を示したものである。3歳以下の世帯員がある世帯のうち（n=679）21.1%（全世帯の3.2%）が何

<sup>4</sup> データは、平成8年に収集されているが、数値は平成7年度のものである（つまり、児童手当などの改革の前）。



らかの児童関連社会保障給付金をもらっている。母子世帯では、この数値が、48.1%となり、半数である。逆にいえば、3歳以下の扶養家族がある世帯の80%近くが何の児童関連給付も受給していないということであり、この中で、どれくらいの割合の世帯が受給資格を満たしているのにも関わらず、受給を受けていないかは各世帯の所得が所得制限以下か否かを推測しなければわからない。本稿では、世帯および個人データの個票から、以下の手順にて「推計児童手当額＝世帯が受け取る資格がある児童手当額」を計算した<sup>5</sup>。

- ① 児童手当の給付先は、該当児童の扶養者であり、世帯主とは限らない。どの子が誰の扶養親族かは個票からわからないので、夫と妻の所得税額が高いほうが扶養者と仮定した<sup>6</sup>。
- ② 児童手当の所得制限のベースは、扶養者の各種控除後の所得である。扶養者がどのような控除を他に受けているかはわからないので、ここでは、所得税額から所得税率、税控除額などを推測し課税所得を逆算し、課税所得が所得制限内か外を推測した。
- ③ 児童手当の給付額は扶養親族数によって異なる。上記同様に、世帯内の誰がだれの扶養親族かはわからないので、配偶者、扶養者と配偶者の両親、子の世帯員の中から、所得が税制上の扶養家族枠内であるものを扶養親族と仮定した。各世帯員が、扶養親族かどうかについての判定は、世帯員の給与給付>103万か事業所得>35か年金所得一年金控除>38である時は扶養家族でないとし、それ意外の時は扶養家族であるとした（退職金、その他所得は省略）。

次に、子どもの扶養控除による便益については、『所得再分配調査』には、所得税のデータはあるが、控除額や課税所得のデータはないため、以下の手順で推計された。

---

<sup>5</sup> 児童手当、児童扶養手当額以外の給付（特別児童扶養手当、障害児福祉手当など）については障害の情報がデータの中に入らないので推測することはできない。

<sup>6</sup> 『所得再分配調査』の個人票には、各世帯員の年齢および世帯主からみた関係が記されている。しかし、この情報のみでは、どの子の扶養者がどの世帯員であるか、すべてのケースにおいて判断することはできない。例えば、世帯主+子+子の配偶者+子+孫の5人家族の場合、孫が第二世帯員と第三世帯員の子か、第四世帯員の子かは判断がつかない。このような場合には、年齢、配偶関係などの情報から一番常識的であると思われる家族構成を仮定した。また、①の手順において、該当被扶養者の母親と父親のどちらかが世帯内に見つからない場合は（例：母+子、祖母+母+子—これらは必ずしも母子世帯ではない）、もう一方の親の情報を入手することが困難であるため、見つかった親を扶養者とした。実際に、父親が世帯員の中にいない世帯は多く散見され、これらは父親が単身赴任しており、父親が扶養者であるとも考えられるが、この父親はサンプル内にはいっておらず情報を得ることができないため、母親を扶養者とした。両親とも見つからない場合は（例：祖父母+孫、姉妹）、扶養者なしとした。これは、子と別居している親がこどもを扶養していることも考えられるため、同居者を扶養者と仮定することに無理があるためである。

- ① 『所得再分配調査』の個人票より 22 歳以下、未婚、被扶養者（勤労収入<103& 年金一年金控除<38&事業所得<35 の親族）の世帯員すべてについて、その父親と母親を世帯内の他の世帯員から探しだし、所得税が高い方が、その世帯員の被扶養者を扶養している（扶養者）と仮定した。ここでの「扶養者」とは税制上にその被扶養者を扶養家族としているものとしている。
- ② こどもへの扶養控除による便益は、子供への扶養控除がないと仮定した場合の、所得税額から、実際の所得税額を引いたものである。子供への扶養控除がない場合の所得税額は、上記の児童手当の推測の過程で推測した扶養者の課税所得に、扶養控除額を加算し、その課税所得にあたいする税率、税額を計算したものである。

## 4. 結果

### 1) 児童手当と扶養控除による便益の分布

図 4-1、図 4-2 は、22 歳以下の扶養家族（未婚）を持つ世帯（n=3,418）において、児童手当等給付（実際値）を世帯所得別、等価世帯所得別<sup>7</sup>にみたものである。また、図 5-1、図 5-2 は、同じく、子供の扶養控除による便益の分布を示したものである。まず、児童手当等給付については、世帯所得で見ると比較的に全所得層に散らばりをみせているが、児童手当の所得制限が扶養家族数によって定められていることもあり、等価世帯所得で見ると、400 万以下の世帯に給付が集中している。しかし、すべての所得層において、給付がゼロの世帯が多いことも特徴である。扶養控除による便益は、世帯所得で見ると右肩上がりに段階的に上昇していることがわかる。しかし、等価世帯所得では、世帯所得よりも分散が縮小されているため低所得層に比較的給付が偏っている。

---

<sup>7</sup> 等価世帯所得は、以下の方法で世帯員数をコントロールした世帯所得である。  
等価世帯所得 = 世帯所得 / ((大人の世帯員数 - (子どもの世帯員数 \* 0.7)) \* 0.7)

図4-1 児童手当等給付の分布(世帯所得ベース)  
22歳以下の扶養家族がある世帯のみ 平成8年再分配調査

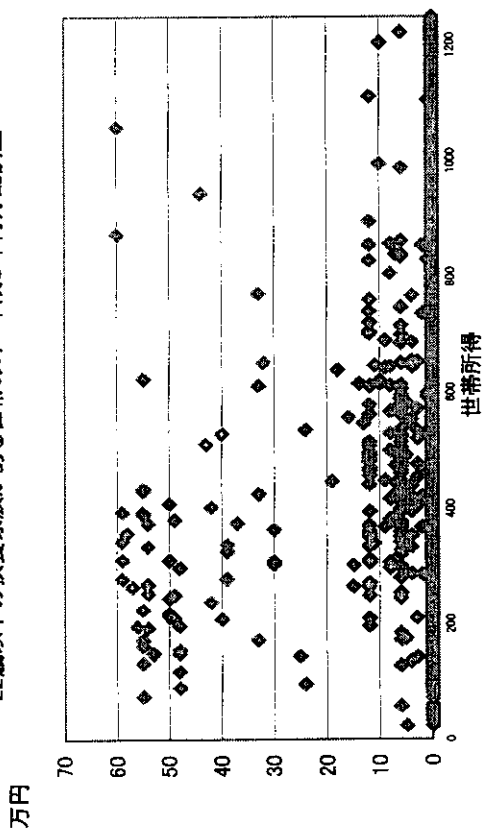


図4-2 児童手当等給付の分布(等価世帯所得ベース)  
22歳以下の扶養家族がある世帯のみ 平成8年再分配調査

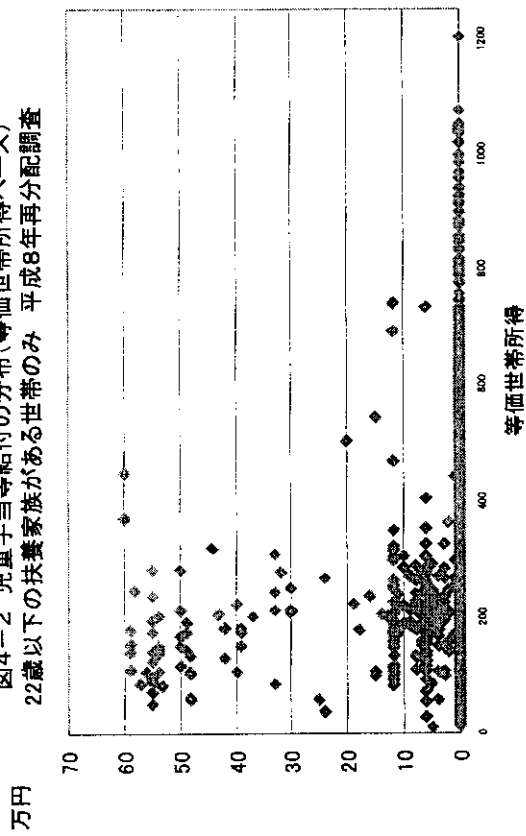


図5-1 扶養控除による便益の分布(世帯所得ベース)  
22歳以下の扶養家族がある世帯のみ 平成8年再分配調査

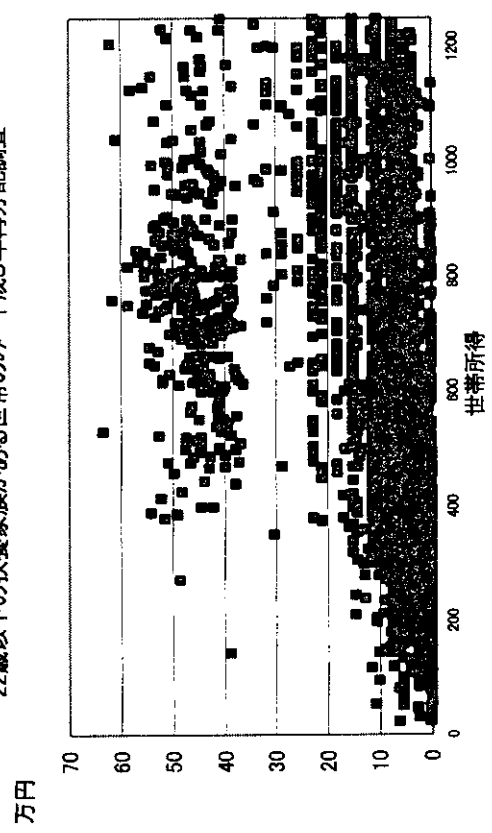


図5-2 扶養控除による便益の分布(等価世帯所得ベース)  
22歳以下の扶養家族がある世帯のみ 平成8年再分配調査

